

新型コロナウイルス感染症に対する日本鍼灸師会の考え方

～緊急事態宣言を受けて～

令和2年4月10日

国民の皆様へ

公益社団法人日本鍼灸師会
会 長 小川 卓良
危機管理委員長 矢津田善仁

令和元年12月に中国湖北省周辺で発生した**新型コロナウイルス感染症**は、3月中旬以降から大都市を中心に感染が拡大する傾向にあり、4月7日夕刻には、政府より7都道府県に対し、**新型インフルエンザ等対策特別措置法**に基づき、**新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」**が発令されました。

緊急事態宣言下では**不要不急の外出自粛**や様々な業種の**業務制限・停止**を要請されていますが、鍼灸院は他の医療機関と同様に**業務停止要請の対象外**となっています。

国民の皆様からの治療の要望がある限り、(公社)日本鍼灸師会会員の鍼灸治療院では、その要望に応えるべく**最大限の努力**をする決意です。そのために、本会では**新型コロナウイルス感染防止ガイドライン**を作成し、会員に**院内感染防止策**を徹底して周知し、**平時以上の衛生管理**を行い、**感染予防と拡大防止**に努めてまいります。

このような状況下では、**身体活動や社会活動の制限**により、**生活不活発病**や**うつ**などの様々な健康不安が増加してくることが危惧されます。鍼灸治療は**血液の循環を改善**し、**自律神経のバランスを整え**、それらの症状を改善する効果があります。また、**免疫力を高め**、**感染症を予防する効果も期待**できます。

国民の皆様におかれましては、このような時にこそ、**適度な運動**、**バランスの良い食事**と**質の良い睡眠**、そして**鍼灸治療**を活用して**心身の健康を維持**し、**健康不安を払拭**していただけるよう、**お願い**申し上げます。